

公立大学法人北九州市立大学に対する評価指針

平成18年4月26日
北九州市地方独立行政法人評価委員会

本指針は、北九州市地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が、公立大学法人北九州市立大学（以下、「大学」という。）の評価を行う際の基本的な事項を定めるものであり、この指針の趣旨に沿った評価を行うものとする。

1 評価の前提

地方独立行政法人制度の基本は、法人運営に関する市の細部にわたる事前関与・統制を制限する代わりに、法人が業務内容の透明性を確保し、市が指示した目標に関する法人業務の実績・成果について徹底した説明責任を果たすことで、自らの存在意義、正当性を示し続けることである。

評価委員会の行う評価は、法人の存続、組織のあり方などについて大きな影響を与えるものであり、中立・公正な立場から、客観的かつ厳正に実施されることが求められる。

2 評価の目的

評価委員会は、大学の次の事項に資する評価を行う。

- (1) 教育研究の質の向上
- (2) 業務運営の改善・効率化
- (3) 財務内容の改善
- (4) 中期目標・中期計画の見直し、次期年度計画の策定の検討
- (5) 大学の存続の必要性、組織の在り方、その他業務の全般にわたる検討
- (6) 市民への説明責任と大学運営の透明性の確保

3 評価の基本方針

大学が法人化を契機とした大学改革によって教育研究の高度化・個性化を進め、市民や地域社会の期待に応える大学づくりに取り組んでいるかという視点に立ち、評価を実施する。そのとき、①市立大学という観点から地域貢献を目指した教育研究等の取り組み、②学長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な大学運営を目指した取り組み、③評価結果を活用した大学の改善・充実、効率化等が図られているか等について、大学の示した指標等を参考にしながら積極的に評価する。

評価委員会は、各年度の業務実績の評価（以下、「年度評価」という）と中期目標期間の業務実績の評価（以下、「中期目標期間評価」という）を行う。

（１）年度評価

- ①大学の自己点検・評価に基づきながら、各年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、その結果等を踏まえ、各年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ②評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ③教育研究等の質の向上に関する事項について、専門的な観点からの評価は行わない。具体的には、「学士、修士及び博士課程の教育内容・方法等」、「研究活動と研究環境」については、客観的な進行状況のみを把握する。
- ④具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

（２）中期目標期間評価

- ①中期目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果等を踏まえ、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ②教育研究等の質の向上に関する事項についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④具体的な実施方法については、年度評価の実施状況を踏まえ、別に実施要領で定める。

4 評価の留意事項

- （１）大学運営の自主性・自律性に配慮する。
- （２）評価に関する作業が大学の過重な負担とならないよう配慮するとともに、大学の質的向上に資する評価を行う。
- （３）評価を通じて大学の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たす。
- （４）大学の特色ある取り組みや工夫を積極的に評価する。
- （５）大学を取り巻く諸事情の変化も考慮に入れ、中期目標の達成に向け支障が生じている（そのおそれがある）ときは、その理由を明らかにする。